

議案第184号

大阪市敬老優待乗車証条例の一部を改正する条例案

大阪市敬老優待乗車証条例（平成25年大阪市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条中「乗車料金を支払うことなく」を「市規則で定める乗車ごとに50円を負担して」に改め、「全区間において」を削る。

第5条第1項中「乗車料金を支払うことなく」を「50円を負担して」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市敬老優待乗車証条例の規定は、この条例の施行の日前に交付されたこの条例による改正前の大阪市敬老優待乗車証条例第1条に規定する敬老優待乗車証についても適用する。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説 明

敬老優待乗車証を使用して交通機関を利用する場合に利用者が負担すべき金額を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市敬老優待乗車証条例（抄）

（敬老優待乗車証による交通機関の利用）

第3条 前条に定める者は、敬老優待乗車証を使用することにより、乗車料金を支払うことなく市規則で定める乗車ごとに

、本市が経営する高速鉄道、乗合自動車及び中量軌道を全区間において利用す
50円を負担して

ることができる。

（利用可能期間）

第5条 第3条の規定により乗車料金を支払うことなく交通機関を利用することができる期間
50円を負担して

（以下「利用可能期間」という。）は、次の各号に掲げる敬老優待乗車証の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)－(2) 省 略

2－3 省 略